

第1 審査会の結論

銚子市情報公開条例（平成10年銚子市条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定による開示請求に対し、実施機関が平成26年4月11日付け銚子市医指令第7-1号で不開示とした部分のうち、理事の退任事由については、開示することが妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

実施機関は、異議申立てに係る処分において、条例第8条第2号を根拠に一部を不開示とし、個人の人事に関する情報の開示が当該個人の権利利益を害するおそれがあることをその理由としているが、個人の権利利益を害する具体的な理由が明らかにされておらず、また、平成25年12月11日受付の銚病第124号において「理事退任についてご報告」と記載された部分を開示し、人事に関する情報について開示される部分と不開示となる部分があり整合性がとれていない。このため、条例第8条第2号を根拠に不開示となった部分については、不開示とする理由がない。

第3 実施機関の説明要旨

医療法人財団銚子市立病院再生機構（以下「機構」という。）は、資本金の100パーセントを市が出資する法人であり、かつ、銚子市立病院の指定管理者であるため、機構の理事の就退任については、市民に周知すべき情報として公開している。しかし、理事が退任する具体的な理由については、個人の権利利益を害するおそれがある場合には、公開すべきではない。このため、人事に関する情報であっても開示すべき情報と不開示とすべき情報に分類し、部分開示決定を行ったものである。

条例第8条第2号を根拠に不開示とした部分については、機構から報告を受けた退任に至る経緯を考慮し、開示した場合に個人の権利利益を害するおそれがあるため、開示は妥当ではないと判断した。

第4 審査会の判断

1 条例第8条第2号を根拠に不開示となった部分について

条例第8条第2号を根拠に不開示となった部分は、平成25年12月16日受付の銚病第129号に2箇所、平成26年1月6日付け銚病第136号に1箇所あり、いずれも理事の退任事由が記載されている。退任事由とは、任期の満了、辞任、死亡、欠格事由の発生、解任などの退任の原因となる事由であり、これらの情報は、個人に関する情報といえる。

2 条例第8条第2号の不開示情報について

実施機関は、条例第7条の規定による開示請求を受けたときは、条例第8条の規定により、開示請求に係る公文書について、同条各号に掲げる不開示情報を除き、開示しなければならないこととされている。この不開示情報のうち、同条第2号に掲げるものが、いわゆる個人情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが該当する。ただし、同号のアからウまでに掲げる情報については、不開示情報から除外される。

3 理事の退任事由の不開示情報該当性について

(1) 個人情報該当性について

理事の退任事由が記載された公文書（以下「対象文書」という。）には、個人の職名及び氏名の記載があり、特定の個人を識別することができるため、対象文書の全体が個人情報に該当する。このため、理事の退任事由は、対象文書に含まれる情報であることから個人情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号アからウまでの該当性

(1)で述べたとおり対象文書は、その全体が個人情報に該当する。そこで、理事の退任事由が条例第8条第2号のアからウまでのいずれかに該当するかを検討する。まず、同号のイは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であり、同号のウは「公務員の職務執行に係る情報のうち、当該公務員の所属名、職名等及び氏名」であるので理事の退任事由は、同号のイ又はウには該当しない。

次に、条例第8条第2号のアは「法令若しくは他の条例の規定により、又は慣行として、公にされ、又は公にされることが予定されている情報」であり、その該当性をそれぞれ検討する。

まず、「法令の規定により公にされる情報」として、法人の登記簿に登記される法人の役員に関する情報がある。しかし、医療法人の登記簿に登記されるのは、代表権を有する者の住所、氏名、退任事由等であり、機構の場合は理事長に限られ、機構の理事の退任事由は、公にされる情報に含まれない。

次に、第3の実施機関の説明要旨で述べたとおり、機構の人事に関する情報のうち、機構の理事の就退任については氏名を含めて公開されており、理事の職名、氏名及び退任の事実が「慣行として公にされる情報」である。しかし、一般的に機構の理事の退任事由まで公にする慣行があるとまでは言えない。

ところで、本件異議申立てに係る機構の理事の退任事由については、平成26年2月25日開会の平成26年3月銚子市議会定例会の本会議

の一般質問において議論されており、その内容は会議録で確認することができる。これによると、同年3月10日の執行部側の説明の中で、「12月16日付けで、佐藤理事を12月11日付けで解任をしたという趣旨の報告があった」旨の説明がなされており、これにより本件異議申立てに係る機構の理事の退任事由が明らかになっている。また、この会議録の内容は、慣行により平成26年6月9日より銚子市のホームページで公開され、現在誰でも閲覧が可能な状態となっている。

したがって、本件の場合には、異議申立てに係る理事の退任事由は、条例第8条第2号アの「慣行により公にされている情報」に該当する。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てに係る機構の理事の退任事由は、条例第8条第2号アに該当し、不開示情報から除外される。したがって、理事の退任事由については、開示することが妥当である。

第5 審議経過、審査委員等

1 審議経過

平成26年4月24日 諮問書の受理
平成26年5月15日 諮問実施機関の意見書受理
平成26年5月21日 審議（第1回）
平成26年6月6日 諮問実施機関の補充説明書受理
平成26年6月18日 審議（第2回）

2 審査委員

会長 富永博之、委員 明妻隆夫、委員 金塚英治

以 上